

(三) 宗教団体の財産紛争と信者

— 判例に現われた事例を中心に —

若 原 茂

(愛知学院大学)

一 は し が き

最近宗教団体、なかんずく既成宗教団体である寺院の財産をめぐる紛争が著しく増加する傾向にある。その起因としては、長年にわたり、その宗教的・経済的基盤となってきた檀家制度の衰退をあげることができよう。すなわち、一九六〇年代以降に本格化した高度経済成長の影響をうけ、都市周辺に人口が移動するにつれ、夫婦と子を単位とするいわゆる核家族化の進捗によって、かつて檀家制度が寺院に対して果たした機能を喪失し、その結果、「伝統的檀家集団の上に安住していた寺院は、その集団の弱体化によって、寺院経済を危機に陥れ、それが僧侶の兼業化を促し」ていったのである。^①また、他方では、都市部への人口移動は、その周辺の土地の高騰をまねき、寺院の所有する境内地・境外地などに対する経済的評価を高め、その利用価値を見直すこととなった。こうして、寺院の維持管理に対する檀信徒の占める機能が後退した割合をカバーするかのようになり、寺院財産とくに土地の利用・処分が増えることとなったのである。

ところで、従来、寺院など宗教団体の財産は、おもに長年にわたる檀信徒などの寄進によって形成されてきた場合が多く、また、それが寺院経済を不動のものとし、宗教的基盤を支えてきたのであるから、それを処分したり、あるいは、それを事業に利用したりすることは少なかつたといえよう。この点につき、宗教法人法も、宗教団体のもつ財産の適正な管理運営による財産の維持を考慮し、財産処分などの場合に、信者らに対する公告制度を採用し、宗教団体の財産がみだりに逸失しないように配慮を加えているのである。

ところが現実には、寺院を取り巻く経済的基盤が檀家制度の事実上の廃退によって崩壊しているのであるから、寺院財産が利用・処分される事態はますます増えていくようにおもわれる。そこで、宗教法人の代表役員による適格な財産管理と運営が求められるわけであるが、実際には、通常、代表役員は規則上住職が兼任しているため、寺院などの財産の利用・処分をめぐって、様々な問題が起ってくるケースが多いのである。こうした場合、とくに問題となるのは、そこに宗教的信仰の基盤をもつ信者との関係であろう。日常、信者の意向を尊重して宗教団体の運営がなされている場合は格別、さもなければ、かならずといってよいほど、宗教団体の財産の利用・処分をめぐって信者との間に紛争が生じてくるといっても過言ではない。そして、こうした財産紛争に端を発して、信者が住職らの宗教上の地位の解任を包括宗教法人に求め、それが認められると、住職から裁判所に対し、地位確認の訴が提起されるなど、寺檀紛争にまで進展してしまうことも少なくない。ときには、宗教財産の利用・処分のために、信者の意向を無視するような型で、宗派からの離脱を企てることも稀有ではない。

このように、宗教団体の財産の利用・処分にともなう紛争の多くは、信者らの意向を軽視ないし無視する場合に発生する傾向が強い、といつてよいだろう。そこで、ここでは、「宗教団体に関する民事紛争の類型的考察」というテーマのもとで、財産紛争をめぐる宗教法人と信者の関係を、判例に現われた事例を中心に考えることにする。^②

二 宗教法人法にいう信者

周知のように、宗教法人法は、宗教法人が重要な行為をおこなう場合に、それを信者ら利害関係人に一定期間公告することを必要とするいわゆる公告制度を採用している。すなわち、宗教法人の設立（一二条三項）、財産処分（二三条）、規則の変更（二六条二項）、合併（三四条一項）、解散（四四条二項）等の場合、一定の事項を「信者その他の利害関係人」に公告しなければならない。そして、財産処分の場合、公告の手續に違反するときはその処分行為が無効となり（二四条）、また、規則変更・合併・解散等の場合における所轄庁への認証申請には、右公告を証する書類の提出が要求され、所轄庁は、宗教法人が右公告の手續をしたかどうかを審査した上で認証を決定すべきであると規定されている（一四条、二八条、三九条、四六条）。さらに、解散については「信者その他の利害関係人」に意見を求め、意見あるときは、当該意見を考慮して解散の手續を進めるかどうかを再検討すべきである旨定められている（四四条二項）。

このように宗教法人法では、信者は単に公告の対象として扱われるのみであって、他になんら規定も置かれていない。それは、新憲法で、信教の自由と政教分離の原則とが確立され、国は宗教団体の自由な活動を保障するため、宗教団体に対する法的規制を必要最少限度にとどめた結果である。すなわち、宗教団体の信者に関する事項は、宗教上の信仰と深く結びつくものとして、法的規制の対象外とされたのである。加えて、もともと宗教団体の信者を法でもって統一的に把握することは、きわめてむづかしいことでもある。いうまでもなく、宗教団体の信者の権利・義務ともいうべき信者の地位と、それにもなう種々の利益・負担などについては、各宗教団体特有の事情でそれぞれ異なるうえに、歴史のある宗教団体にあつては、長年にわたつて築き上げられてきた慣行が存在している。このような信

者に対する扱いの相異を考慮すれば、宗教団体の信者を法的に統一することは不可能に近いといえよう。要するに、信者に関する規定は、信者が宗教上の事項に属する問題であると同時に、法的に扱うことが困難な事項でもある故に、法は原則として一切関与せず、宗教団体の自治に委ねたのである。しかし、宗教法人法は、宗教法人における信者の存在を軽視したわけではない。むしろ、その存在を当然視したものと考える。ただし、信者は、さきへのべたごとく、宗教法人の重要な事項について公告の対象とされているのみならず、法人格を取得しうる宗教団体の要件とされているからである。

そこで、問題となるのは、宗教法人の信者の地位・資格取得要件・権利義務などを、どのように解すればよいか、ということである。しかし、宗教法人法に規定がない以上、この問題については、結局のところ、各宗教団体の自治規範を検討して、個別的・具体的に判断せざるを得ないであろう。

三 判例に現われた信者の地位

さきへのべたように、宗教法人の信者の問題は、これを一律に論断することがきわめて困難である。そこで、以下判例にみられる信者の地位に関する事例をとりあげ、判例が、これをどのように解しているかを考えてみたい。

(イ) 高松高判43・2・22(高民集二一—一六七)

本件は、宗教法人Y寺の住職Aが住職の正当な職務進退等を妨害されたことを理由に、被控訴人(原告)Xらを離壇処分した行為に対し、Xらはこれを不当として檀徒たる地位の確認を求めて訴を起した事例である。原判決がXの訴を認めたので、被告Yは、寺とXら檀徒との関係は単なる宗教上の事実関係であって、確認の対象となるべき権利

又は法律関係ではないことを理由に、このような訴はその利益を欠く不適法なものである、として控訴したのである。判決は、Xら檀徒の属する宗派の規則・自治規範と、Y寺の規則を検討して、Xら檀徒の地位は、単なる宗教上の事実関係にとどまらず、宗教法人法にいう「信者その他の利害関係人」に該当する「法律上の地位」であると判断した。これを要約すれば、本件宗派の檀徒は、その属する寺院宗門の護持興隆に関与する権限をもつこと、檀徒総代に選出され、Y寺の関与者として重要な事項の協議に参加できること、関与者になるとY寺の責任役員に選出される場合があること、宗費につき檀徒負担金が課せられていること、などを理由に、本件檀徒は寺と密接な利害関係をもつ構成分子である、とし、これと宗教法人法にいう信者の扱いとを総合して、本件檀徒の地位は単なる宗教上の事実関係にとどまらず、法律上の地位であって、訴によりその確認を求める利益がある、と判示したものである。

(四) 最判 35・6・2 (民集一四一九一—一五六五)

本件は、宗教団体法適用の事例ではあるが、檀信徒を寺院の構成要素であると認め、つぎのようにのべている。すなわち、

「思うに、寺院の檀信徒の法律上の性質については議論がないでもないが、寺院の建立維持並びに発展が檀信徒なくしては考えられないが故に、檀信徒は特別の場合を除いて寺院の基本財産、僧侶と共に寺院の構成分子を成し、しかも檀徒総代は其の最も重要な構成分子と解するを相当と」する、と。

(イ) 広島地判 49・4・18 (判時七六八—九四)

本件は、宗教法人A寺の代表役員代務者Y₁と責任役員Y₂Y₃Y₄が、A寺の寺院規則にもとづいて適法に選任されていないこと、およびこれらの者によってA寺の財産が処分されたことに對し、A寺の信者Xが、本案判決確定に至るまで、Y₁Y₂Y₃Y₄の各職務執行停止の仮処分を申請して訴を起した事例である。判決は、信者が宗教法人の人的構成要素

であると解し「法律上の地位」にある、とする。

(三) 神戸地判51・9・13(判時八五三―七六)

本件は、宗教法人Y寺の前任住職によって選任された後任住職が、住職としての資格を欠く不適法な選任であったことを理由に、Y寺の規則上就任する代表役員の地位は無効もしくは不存在である、と主張して、Y寺の檀徒であるXらが訴を提起した事例である。判決は、一般に寺院の檀徒と信徒は、寺院との密接度の濃淡によって区別されており、檀徒のみを寺院の構成要素と解するのが妥当であると判示し、本件の信者は檀徒であるからY寺の構成要素である、とし、Xらに確認の利益ないし当事者適格がある、とする。

以上、おもに寺院の檀徒の地位に関する判例をあげたが、これらの判旨を要約すると、つぎのようになる。すなわち、判例は、まず、宗教法人の規則もしくは慣行を具体的・実質的に検討して、寺院と檀徒との間には、密接な利害関係があるから、檀徒は寺院の構成要素であるとし、そして、このことから(神戸地判)、もしくはこれと宗教法人の規定を総合して(高松高判および広島地判)、檀徒の地位は、単なる宗教上の事実関係にとどまらず「法律上の地位」もしくは「法律上の利害関係を有する」もの、と解するのが、その動向であるといえよう。学説上、檀徒が寺院の構成要素であるか否かについては、見解が分かれ、消極説と積極説とがある。判例は後者の立場を採っているとおもわれる。なお、神社の氏子の地位について判例は、寺院の檀徒のそれと必ずしも同じように解していない点に注意しなければならぬ(大阪高決54・8・11判時九四八―六四)。

四 財産紛争と信者

宗教法人法は、被包括宗教法人が財産処分等重要な行為をするとき、その行為の少くとも一カ月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨公示しなければならぬ、と定める（二三条）。これに違反して、宗教法人の境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分したときは、その行為は無効となる。ただし、善意の第三者は保護される（二四条）。また、宗教法人が財産を処分するときは信者その他の利害関係人に対する公告に加えて、規則上、包括宗教法人の代表役員もしくは管長の承認を必要としている場合が一般的である。したがって、この承認がない限り、被包括法人は、有効な財産処分ができないことになっている。

そこで問題となるのは、宗教法人が二三条および規則に違反して、その財産を処分した場合に、信者は、信者であることを理由になんらかの對抗措置をとりうるであろうか、という点である。この問題については、つぎの判例が参考となる。

附 京都地判 48・2・8（判時七〇二一九三）

本件は、宗教法人A寺所有の境内地が宗教法人法二三条および寺院規則に反して、被告Yに売却され、移転登記がなされたため、A寺の信者である原告Xは、右処分行為が二三条と寺院規則に違反する売買で、無効であることを理由に、Yを相手にその境内地がA寺所有のものであることの確認と抹消登記を求めて訴を提起した事例である。判決は、信者には宗教法人の不動産とその処分について、直接権利又は法律関係がない、という。すなわち、「宗教法人が不動産の処分をするため、同法二三条や規則に従って公告をしたとき、信者その他の利害関係人は、その処分行為の適正性や妥当性、あるいはその方法の適切性などについて意見を述べる機会が与えられるわけである。しかし、宗

教法人法は、この意見の取り扱いについてなんらの規定を設けておらず、宗教法人の自治にまかせ、宗教法人の代表役員らが、この意見にそって再検討することを期待しているにすぎない。従って、宗教法人は、信者その他の利害関係人に対し、宗教法人の不動産の処分に関して、みぎ以上の保護を与えていないのであるから、信者その他の利害関係人には、宗教法人の不動産とその処分について、直接権利又は法律関係があるわけではない」と。

(ハ) 津地判33・1・24(下民九一—七五)

本件は、宗教法人 Y_1 寺がその本堂を宗教法人 Y_2 寺に売り渡したため、 Y_1 寺の檀徒である原告 X が、売買契約の無効確認と解体された右本堂の資材の引渡を求めて、訴を提起した事例である。判決は、つぎのようにいう。すなわち、「宗教法人が寺院を法人として認めている以上、その寺院の財産は寺院自身の所有であって、一般に檀徒がこれに対して檀徒たる地位に基いて所有権その他の権利を有するものではない……(二三条・二四条)を根拠として直ちに宗教法人が、寺院の不動産につき信者に財産法上の利害関係を認めたと解することはできない……財産法上の利害関係を有しない信者が、寺院の財産処分につき、その無効確認を求めるについては、法律が特にその権限を付与するものでなければできないことである……信者ごとき単に宗教上の利害関係を有するに過ぎないものは、そのようなことを訴求することはできないものというべきである」と。

これらは、いずれも宗教法人の信者が信者であることを理由に、宗教法人の違法な財産処分の無効を訴えた事例である。これに対し、判決は、宗教法人が信者ら利害関係人に公告を求めたのは、その処分行為の適正性や妥当性あるいはその方法の適切性などについて意見をのべる機会を与えるためであって、たとえ宗教法人の財産処分に違法があったとしても、信者であることを理由に、その行為の効力を争う法律上の利益を欠く、と判示する。宗教法人の

建前からすれば、このように解するのが妥当であるかもしれない。しかしながら、現実には宗教法人の代表役員や責任役員らが違法な財産処分をした場合に、信者らがそれに対抗する手段が法的に準備されていないところに、むしろ財産紛争の発生する原因があるということができ、そのため、さきにもふれたように、財産紛争に端を発して包括宗教法人も巻き込んだ寺檀紛争に拡がり、ついには、宗教的信頼関係の崩壊にまでいたる場合も希ではないのである。

ところで、寺院の檀徒については、判例は寺院の構成要素と解している。そこで、このような檀徒は、寺院に対し、いかなる関係にあるのが問題となる。換言すれば、寺院の構成要素とは何かが問われることになる。この点につき、判例は、檀徒たるやいなやを判断するにあたって、宗教法人の護持興隆に関し責任ある地位にあること、宗教法人の運営になんらかの点で関与できる資格をそなえていることを条件としている。こうしたことを考慮すると、判例は、宗教法人の構成要素たる信者を社団における社員に類する地位にあるもの、と解しているのではないかとおもわれる。仮に、このように解することができるとしても、さきにもあげた(4)および(5)の判決と結論的に整合すると考えられるが、宗教法人の内部関係においては、構成要素たる檀徒は、違法な財産処分をした代表役員ないし責任役員との責任を追求することが可能となるのではなからうか。

五 五 五 五 五

以上、宗教団体に関する民事紛争の類型的考察として、判例を中心に宗教法人の財産と信者の問題をとりあげたわけであるが、最後に、判例にみられる宗教団体の財産問題に関連する紛争事例を概観して、むすびに代えたいとおもう。

(1) まず、宗教法二三条・二四条の解釈をめぐる問題として、つぎの二点を指摘できよう。第一は、宗教法二三条一号にいう、不動産の処分とは、具体的にどのような処分をいうのか、という問題である。とくに、二四条に定める境内建物もしくは境内地の処分が二三条に違反しておこなわれた場合は無効となるので、これをどのように解釈するかは重要な意味をもつ。判例は、この点につき、建物所有を目的とする境内地の長期賃貸借は二三条一号にいう不動産の処分行為にあたるとし(最判48・11・22民集二七―一〇―一四一〇)、また、期間が二〇年におよぶ神社の基本財産たる土地の使用貸借もこれにあたる(名高判52・1・31判時八五三―五九)、としている。さらに、地上権の設定(東高判54・11・27東高刑時報三〇―一一―一七一)、寺院建物の占有放棄(大高判25・2・11下民一―二―一七九)、立木の売買(東高判30・3・4東高民六―三―五六)、民法六〇二条の存続期間を超える土地の賃貸借(最判37・7・20民集一六―八―一六三二)などが不動産の処分にあたる、としている。これを要するに、不動産の処分とは、売却とか、担保権の設定のみならず、ひろく宗教法人の不動産に重大な制約を加えるような場合も含む、と解することができよう。第二は、宗教法二四条但書にいう善意の相手方もしくは第三者は、無過失でなければならぬのか、という問題である。換言すれば、宗教団体法・宗教法人令では、善意無過失とされていたのを、宗教法では無過失を要件としていないので、善意につき過失があった場合に、相手方もしくは第三者は保護されるかどうかが問題になる。この点につき、判例は、善意であっても重大な過失のある第三者は但書にいう善意の第三者ではない、としている。すなわち、「同条本文に記載する物件が宗教法人の存続の基礎となるべき重要な財産であり、特殊な利害関係人を多数擁する宗教法人の特殊性に鑑みるときは、右但書の規定は、善意であっても重大な過失のある相手方又は第三者までも保護する趣旨のものではないと解するを相当とする」(最判47・11・28民集二六―九―一六八六)と。また、過失があっても重大な過失のない者には対抗することができない、とも判示している(最判48・

11・22 民集二七—一〇—一四一一)。要するに、判例法上、善意の相手方もしくは第三者として保護されるためには、善意かつ重大な過失がないことを必要とされるのである。しかし、重大な過失とはどのような場合をいうのか。これは、具体的事例に即して判断せざるを得ないであろう。

(2) つぎに、宗教団体の財産紛争で注目されるのは、宗教団体の財産の帰属そのものが争われる場合である。たとえば、日光東照宮と輪王寺との間で争われている七堂塔の所有権の帰属をめぐる訴訟がそれである。⁽⁶⁾この訴訟の争点は、①、明治以前の東照宮と輪王寺のいずれが法主体性をもち、本件七堂塔を支配していたか、②、明治初年の神仏分離の令によって、当時の知事が東照宮の境内にある本件七堂塔を輪王寺境内へ移遷すべき旨の命令を発したが、実際には移遷されず、そのまま東照宮の境内にすえ置かれたため、この神仏分離政策にともなう本件七堂塔の扱いを、どのように把えるべきか、③、民法施行以後における取得時効の成否、という三点にあった。これらの争点に対する判断は、第一審（宇都宮地判45・4・9判時五九四—三五）と第二審（東高判49・12・19高民集二七—八一—〇四七）で異なり、その相異は、いずれも歴史的事実の認定・解釈のそれによるものといえることができる。要するに、このような訴訟の特徴は、宗教団体のいわば歴史的事実をいかに適格にとらえ、どう解釈に結びつけていくか、という点にあるといえよう。同じような事例として、園城寺とその一山寺院との間で本堂・庫裡などの所有権の帰属が争われた訴訟がある（大高判49・6・27判時七五五—六八）。この訴訟でも、明治以前の園城寺と山内のすべての寺院との法主体性が問われ、判決は、前者のみに法主体性を認め、後者は前者の一部分にすぎず、本件係争建物の所有権は明治以前には園城寺の支配下にあり、それ以後もその変動はなかった、として、本件建物の所有権は一貫して園城寺にあった、と判示する。この場合も、判決は、歴史的事実と明治期における法令の解釈から結論を導き出しているといつてよいだろう。

(3) 現在、宗教団体の多くは宗教法人法で法人格を取得し、宗教法人として活動しているが、法人格を取得していない宗教団体も決して少なくない。法人格のない宗教団体も、その実体が備わっている場合は、権利能力なき社団もしくは財団として扱われることになろう。これに関し判例に現われた事例として注目すべきは、江戸末期に創建された水神が権利能力なき財団と認められ、この水神に土地の所有権の取得時効が認められた(宮崎地判47・11・25判時六五八―五)ケースである。本判決は、法人格取得前の水神が、固有の祭祀施設としての財産を有し、地域住民の崇拜を背景に附近町内の世話人らによって、その管理・運営ならびにそれに要する財源の確保がなされてきたことを認めて、附近一帯の地縁的な民俗信仰を基盤に伝承されてきた一種の財団的性格を有する祭祀施設として前後連続一貫した独立の権利主体であったとみる事ができる、としている。同じように、江戸時代に創立された神社が法人格取得前であっても、すでに権利能力なき組織体として独立の存在であった、とする判決(名高判50・11・6判時八一七―七七)もある。いずれの判決も、地域住民の信仰とつながりの深い神社の法主体性が争われた事例ではあるが、現在でも、地域住民の手によって管理・維持されている祭祀施設が少なくないだけに、右の判例は意義あるものということができよう。

(4) 宗教団体の財産紛争には、取得時効の成否とか、賃貸借契約の効力をめぐる訴訟が少くない。とくに、長期の賃貸借については、宗教団体法、宗教法人令、宗教法人法という宗教立法の移り変わりのなかで、その要件が変わってきたために、この要件を欠く契約の効力が争われることになる。たとえば、知事の認可のない長期賃貸借契約は、宗教法人法のもとでも有効とはならない、とする判決(最判43・2・27判時五一七―四一)、主管理者の承認を得ない不動産の長期賃貸借契約は、宗教法人法のもとでも有効とならない、とする判決(最判37・7・20民集一六一―一六三二一)がある。これは、法律不遡及の原則からみれば当然の結論といえよう。逆に、土地の賃貸借契約が宗教法人令

に違反して無効であるにもかかわらず、その後追認があったものとして、遡及的に有効と解し、無効の主張を認めなかった判決（東地判50・9・4判時八一―七五）があるが、これは解釈論的には異論があろう。さらに、大正時代に締結された賃貸借契約が、その当時の法令に違反し無効とされる場合であっても、その賃借人が、この契約にもとづき平穩公然に目的土地の占有を継続し、約定賃料を支払っているときは、賃借権の取得時効が認められる、とする判決（最判45・12・15民集二四―一三―二〇五一）もある。

- (1) 孝本貢「都市化・核家族化と現代宗教」ジュリ総合特集二「現代人と宗教」九八頁。
 (2) この問題については、拙稿「判例に現われた宗教法人の信者の地位」龍谷大学宗教法研究会『宗教法研究』第二輯五二頁以下参照されたい。

- (3) 判例研究として、森孝三・前掲宗教法研究第一輯二二頁参照。
 (4) 判例研究として、坂井芳雄・別冊ジュリ『宗教判例百選』一一二頁参照。
 (5) 判例研究として、谷口知平・前掲宗教法研究第一輯一七〇頁参照。
 (6) 参考文献として、石井良助「江戸時代における神社および寺院の法人格」(一)『国家学会雑誌八九巻七・八号、九・一〇号、判例研究』として、宇佐見大司・愛知学院大学宗教法制研究所紀要二五号『宗教判例の研究』一七一頁参照。
 (7) 判例研究として、黒田喜重・前掲宗教判例の研究四五頁参照。
 (8) 判例研究として、森泉章・前掲宗教判例百選三八頁参照。

※ 本稿は、第三回宗教法学会におけるシンポジウム「宗教団体に關する民事紛争の類型的考察」で発表したものに加筆してまとめたものである。